「福祉・介護職員等処遇改善加算」について

令和6年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され「福祉・介護職員等処遇改善加算」が新設されました。令和7年度の各事業所の処遇改善加算取得状況及び各事業所の「福祉・介護職員等処遇改善加算」要件への当法人取り組みについて下記の通り公表いたします。

「福祉・介護職員等処遇改善加算対象施設」について

加算対象施設	福祉·介護職員等 処遇改善加算	サービス名
ニックス南訪問介護事業所		
ニックス東訪問介護事業所		
ニックス中訪問介護事業所		
ニックス安芸訪問介護事業所	○加算 I	〇居宅介護
ニックス西訪問介護事業所	◇加算Ⅱ	◇重度訪問介護
ニックス訪問介護事業所		
ニックス佐伯訪問介護事業所		
ニックス安佐南訪問介護事業所		

「職場環境要件等について」

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容については次のとおりです。

職場環境	法人としての取組み
入職促進に向けた取組	〇法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕 組みなどの明確化
	〇他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらない 幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上や キャリアアッ プに向けた支 援	〇働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	〇上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する 定期的な相談の機会の確保
	〇子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度の充実
両立支援・多 様な働き方の 腰痛を含む心	〇職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規社員の導入、職員の希望に 即した非正規社員から正規職員への転換の制度等の整備
身の健康管理	〇有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解 消、業務配分の偏りの解消を行っている。

職場環境	法人としての取組み
腰痛を含む心身の健康管理	〇業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	〇現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実 施している。
	〇介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	〇介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	〇各種委員会の共同設置、各種指針・計画の策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行う ICT インフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働 きがいの醸成	〇ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職 員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	〇地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や 住民との交流の実施
	〇利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供